

令和6年第1回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年2月15日（木曜日） 午後 1時31分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
「令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）」
- 第 6 議案第 1号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）

○出席議員（10名）

1番 佐藤 満 君	2番 金木直文 君
3番 阿部和也 君	4番 逢坂照雄 君
5番 村上雄也 君	6番 小寺光一 君
7番 磯野直 君	8番 舟見俊明 君
10番 平山美知子 君	11番 村田定人 君

○欠席議員（1名）

9番 工藤正幸 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三浦義之 君
教 育 長	濱野孝 君
監 査 委 員	熊木良美 君
会 計 管 理 者	豊島明彦 君
総 務 課 長	敦賀哲也 君
総務課総務係長	逢坂信吾 君
地域振興課長	清水聡志 君
地域振興課 政策推進係長	山田太志 君

財 務 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
町 民 課 長	越 谷 弘 和 君
総合受付係長	
町 民 課 長	高 野 正 晃 君
環境衛生係長	
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課 長	藤 井 延 佳 君
社会福祉係長	
福祉課子ども係長	村 上 達 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	高 本 勇 一 君
学校管理課長	
兼 学 校 給 食	葛 西 健 二 君
センター所長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和6年第1回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時31分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和6年第1回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年1月1日に石川県能登地方を震源とし、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

また、本町の姉妹都市であります石川県内灘町におきましても震度5弱を観測し、町の北部地域を中心に液状化現象による家屋の損壊、道路の隆起や陥没など甚大な被害が発生し、いまだ上下水道の復旧のめどが立たない地域もあると伺っております。本町におきましては、内灘町へ義援金を送るとともに町内に募金箱を設置し、町民の皆様へも募金を呼びかけているほか、内灘町の事務負担軽減を図るべく、ふるさと納税の代理寄附受付を行っているところであります。今後につきましても様々な方法で復旧、復興への支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提案しております案件は、専決処分報告、承認が各1件、議案として条例案1件、補正予算案1件の計4件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 佐藤 満 君 2番 金木直文 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(村田定人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は9番、工藤正幸君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長(村田定人君) 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長(葛西健二君) ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものであります。

次のページ、専決処分書に基づき内容を説明いたしますので、御覧願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決いたしました処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定であります。

和解の相手方は、処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、1、羽幌町の過失割合を100%とする。2、羽幌町は、損傷させた相手方所有物を原形に復す費用を負担する。3、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立て等はない。

損害賠償額は23万6,500円で、全て保険の適用となっております。

事故の概要であります。令和5年8月5日土曜日午前8時20分頃、富良野市字東山

無番地の先路上で、町のスクールバス運行委託業者の運転手が羽幌町商工観光課からの依頼で帯広市内の高校の合宿のため帯広市から羽幌町へ向け走行中に富良野市の留下橋で橋梁工事のため片側交互通行となっていたところを通過する際、相手方所有の仮設ガードレールに車体の左後輪付近が接触し、破損、損傷させたものであります。なお、専決処分の日は令和6年1月18日でございます。

以上が専決処分の内容でございます。本件につきましては運転手の不注意が主な原因であります。当該委託業者職員に対しましては常に危険を予知した運転を心がけるよう指導しておりますことを併せて報告いたします。

以上をもちまして報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（村田定人君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年2月15日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和6年1月10日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,183万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,767万8,000円にするものであります。

内容をご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳出の2款総務費、一般管理費において寄附金500万円の補正は、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震におきまして甚大な被害に遭われた姉妹都市であります石川県内灘町の一日も早い復旧と復興の一助となるよう同町へ義援金を送るものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において物価高騰対策低所得世帯支援給付金支給事業総

額 2, 683 万円の補正は、国の経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税の均等割のみ課税世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円を支給するもの並びに住民税非課税世帯及び住民税の均等割のみ課税世帯において扶養している 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を支給するものであり、均等割のみ課税世帯につきましては 220 世帯、加算対象となる児童につきましては 70 人を想定しております。

次に歳入についてであります。義援金につきましては財政調整基金繰入金、給付金支給事業につきましては、先ほどご説明いたしました国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てております。

以上が補正をした予算の内容であります。一日も早い復旧復興への支援と、国からの交付要綱が示され次第速やかに給付金の支給を実施するため、専決処分とさせていただいたものであります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第 1 号について質疑を行います。

6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） それでは、質疑のほうで、今回被災地支援事業ということで寄附金、義援金として 500 万ということで、これについては本当に必要なものだとは理解していますが、ただこれを専決したというのがどうも私的には疑問が残ります。地方自治法の 179 条を法的根拠として専決されたと思うのですけれども、専決しなければいけなかった理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 先ほど招集挨拶でも言ったように元日に能登半島沖地震がありまして、報道では最初内灘との報道がなかったのですが、かなり大きな被害があるのではないかとということで、実は 1 日、2 日に関しては恐らく行政サイドも混乱しているということで、私のほうから 3 日の日になって元議長の方に状況を確認して、いわゆる北部地域の砂丘に近いところが壊滅状態だというような情報がありました。それで、その後次の日に総務課長のほうに連絡して、状況を見ながら向こうの総務課長の行政サイドに連絡、簡単に言うと役場に直接連絡するといろんな問合せ等で混乱するので、携帯等が分かる人に関してちょっと連絡取ってほしいというような指示をしました。そういうやり取りの中で、やはり先ほど言ったようにかなり被害が大きいということと、行政サイドが非常に混乱しているということもありました。

そんな中で、1 月 4 日に石狩市がいち早く義援金 1,000 万を送るという報道を見ました。恐らく石狩市も専決、当然 4 日ですから議会を開いたとは思えませんので、そういう形で進めたのだろうということでありました。連日のように総務課長と連絡する中で、羽幌町役場は 1 月 9 日からスタートする予定でしたので、1 月 9 日の課長会議、朝一番先にあるのですけれども、その日は午後からという、仕事始め式があったので、午後からになりましたけれども、その旨を伝えて、決して議決するようなところではありませんけれども、皆さんの意見を聞いて、それに対してはやるべきだということでありました。ちょ

っと正確な、その日にやったのか、次の日にやっているか、後で確認できるのであればしてもらいたいと思いますけれども、議会のほうにも連絡取って、専決でいきたいということはその時点で決めたのですけれども、連絡取ってなるべく早く委員会等にも連絡してほしいということで議長に連絡を取りました。それで、いろいろその議会のところで、言っ
ていいのだと思うのですけれども、議長も非常に気にしておりまして、その課長会議の結果を待ってもらったのですけれども、議長のほうに来てもらって、町長室でお会いしたのですけれども、今後議会の委員会等がいつ開けるかということになると少し遅れるだろうという報告がありましたので、その時点で私は決断して専決でいくということを決断しました。実際に事務手続上ほかのこともあって多分次の日か、そのぐらいになったと思いますけれども、そういう形で専決をしました。今おっしゃっているそのなぜ駄目なのかということの答えになっているかどうか分かりませんが、質問そのものがなぜ駄目なのかってちょっと分かりづらいので、再質問以降で聞いて、それに対して答えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分の質問はなぜ駄目ということではなくて、なぜ専決をしたかということであつたと思うのですが、時系列でいくと9日に集まって10日に決裁を決めたという。専決処分書では10日の専決ということで書いてあつたので、その間議長とも話したということだつたのですが、専決してやるのも議決してやるのも、お金を送る金額が上下するかもしれませんが、同じことだと思うのですけれども、自分は議会の一員である以上は、やはり議決の機会を与えていただきたかつたなというふうに思っています。そして、議場なりで質疑等があればその中で本当にこの500万が十分なのか、後で町民の方と話したときは、なぜ猿払村と同額なのだとか、それも説明できなかつたのです。やっぱり姉妹都市と友好町村との違いがあつてもしかるべきなのではないかとか、長い羽幌町との関わりの中でその500万の妥当性というか、それを十分に私自身も理解していないで今まで過ごしてきたのです。その時系列も全く分かりませんでした。きっと専決の179条でいくと、町長において議会の議決すべき事件について特に緊急性を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということが大前提になっていると思うのです。なるべく早く送りたいという気持ちは十分理解はできるのですけれども、その早く送りたいというのと議会を招集しなければいけない、したほうがいい。自分は、まずはいかに議会を招集して行うというのを先に考えていただきたかつたかなということで今の質問になっています。早くもちろん支援したいというのは分かるのですけれども、この補正予算の項目でもあり義援金という形になっています。なので、受け取るほうは実質的にはもう少し時間が、それが例えば議会招集するために3日必要であれば3日待てないほどの緊急性があつたのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、基本的に考え方が違うということなのだろうと思います。

専決した最大の理由としては、やはりいち早くそういう形で羽幌町の気持ちを内灘町に届けたいということでありまして、先ほど元議長とお話ししたということも言いましたけれども、その後にそういう方向で考えていると言うと非常に喜んでいただきました。総務課長のほうで行政サイドとの連絡の中でも、やっぱり早い対応ということで非常に感謝をしていただいたと聞いております。だから、小寺議員としては幾ら遅れても議会を優先すべきだということだということの考え方だと思いますけれども、私としては金額だとか、相手の被害だとか、総合的に考えたときにいち早くやっぱり表明して、相手にそういう支援の思いを伝えるということを優先したというふうに考えていただいて結構です。

それから、猿払村についての言及がありましたけれども、猿払村がどう考えて、どういうふうに金額を決めてということについては一部聞いておりますけれども、それは私が今羽幌町議会で答えることではありませんので、それは答弁は控えさせていただきます。ただ、その9日の前に、私直接聞いたわけではありませんけれども、総務課だと思っておりますけれども、猿払村のほうから問合せがあって、羽幌町は幾ら出すのだという趣旨の問合せがあったというふうに聞きました。それで、できれば早く決めてほしいという趣旨の話もあったかのように聞いていますけれども、これも先ほど言ったように細かいテープを取っているわけではないので、それが公式答弁として間違いないということは私としては言えませんけれども、猿払村としては羽幌町の決めた金額というのを参考にしたいという思いがあって、かつできれば早く決めてほしいというような表現になったのではないかなと思います。

私自身議会議員やっている中で、これまでいろんな専決を見てきました。その中でかつて、いわゆる議会を、例えば具体的なことは申しませんけれども、専決をして執行に当たる間に議会の担当委員会があって、そこでは言わなくてその後やったとかということで議会としてもこれはどうかなというような議論があったということは承知しています。ただ、今回に関しては元日、正月早々の1日のあれだということと、いち早くやっぱり相手に伝えたいということを私としては優先したということで、その辺については小寺議員と私の考え方が違うということでご理解願えればなと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 考え方が違うからという、立場ももちろん行政側の町長という立場と議会の一議員というので、考えは違って自分は当然だなというふうには思っています。

もう一つ、きっと根拠になる議会を招集する時間的余裕がないことが明らかということで、これもないって言われればないですし、自分はある、それもまた見解の違いですけれども、やはり客観的なものが必要かなと。これも先ほど比べてはいけないということで町長はおっしゃられましたけれども、自分も新聞でしか、新聞の報道レベルでしか知らないのですけれども、猿払ではちゃんと臨時議会を12日かな、開いて議決をして送ったと。猿払の行政と議会のやり取りの中で早急に議会を開催されたのかなというふうに思うのですけれども、自分的には同じ義援金をそろってということではないのですけれども、の中

で猿払は1月12日で2日間議決で遅れたと思うのですけれども、しっかりと臨時議会が開けていたと。どうして羽幌は開けなかったのかなというふうになんか思ったので、これが客観的な比べた、内灘町へのお互い支援をする、義援金を送ると同じ行為に対して羽幌町は専決で素早くやりたいということでの10日の専決処分だったのですけれども、そういうがあるので、本当に何か自分としては議決して、反対する議員の方はいらっしやらないと思うのですけれども、みんなで応援しよう、頑張れという気持ちで今回の承認ではなくて議決として賛成したかったなと。とつても今まで丁寧に議会に対して説明していた中で今回の専決に関しては何かもったいなかったなというか、見解の相違って言われればそれまでなのですけれども、そういう気持ちが自分にはありました。

質疑にはきっとならないと思うのですけれども、やはり議会の議員の考えと町長の考えが違うということで、それで、そういうことになってしまうのか、もし何か最後に一言あれば、町長お願いします。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 議会軽視だということが基本なのかもしれませんが、決して議会軽視という思いはありません。限られた時間の中でできる限り議会の意見を吸い上げて、それから日程等を詰めて参考意見を聞いて私が決めたということでご理解していただければと思います。

それと、繰り返しになりますけれども、猿払のことについて猿払がこうだから、私がこうだというような議論については猿払にどういう事情があったのか分かりませんし、それについては分かりませんので、言及は控えたいと思います。

繰り返しになりますけれども、私としてはいち早くやはりそういう非常に大変な目に遭っている友好都市に対して羽幌町の思いを伝えたかったということで、いろんな調整をしながら一日でも早い表明をしたかったということで専決をさせていただいたところで、決して議会軽視、何もしないでいきなり議会のこと頭にもなく決断したということないということだけを議事録に残る形では伝えたいと思います。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第12号)」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号

○議長(村田定人君) 日程第6、議案第1号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長(宮崎寧大君) ただいま上程されました議案第1号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和6年2月15日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行に伴いまして、戸籍謄本等の広域交付など新たに追加される戸籍事務及び手数料について改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町手数料条例の一部を改正する条例。

羽幌町手数料条例(平成12年羽幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途お配りしております資料、羽幌町手数料条例の一部を改正する条例の改正概要によってご説明いたします。

まず、1つ目の改正の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり戸籍法の一部改正に伴いまして新たな事務及び手数料の追加ということでございまして、各事務に係る手数料につきましては国が定める政令に準じる形となります。

次に、2の追加される戸籍事務といたしまして、1点目は戸籍謄本等の広域交付、それから2点目は戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行、3点目は届書等情報の内容の証明書の交付と内容を表示したものを閲覧に供する事務でございまして、これらの事務の名称や手数料について今回追加するものでございます。

以降、3の改正内容では、先ほど説明をいたしました3つの事務ごとの手数料となっております。次のページになります。4の改正内容一覧のとおり、今回の改正に伴いまして下線を引いた部分が追加されるという形になるということでございます。

以上の説明をもちまして本文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第1号について質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） すみません、何度も。

ちょっとお伺いしたいのですが、この広域交付というのは具体的に、自分勝手な解釈としては何か地方でもコンビニとかで印刷が今まではできなかったのだけれども、できるようになる、簡単に言うと。そのために手数料とか、そういうのも改定されるのかな。ちょっとその辺が、文章ではもちろん分かるのですけれども、簡単にというか、町民の方が分かりやすく言うとするとうどういうサービスが拡大されて、それに伴う金額がという形でもし説明していただければなと思うのですが、お願いします。

○議長（村田定人君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいまの議員さんのご質問の部分で申し上げられていた部分は大方合っているのかなと思います。それで、私のほうからも簡単ではございますけれども、少しご説明いたします。

広域交付の部分ですけれども、まず1つ目にどこでもということで、例えば本籍地が遠くにある方でも、その方が住んでいらっしゃる最寄りの市区町村の窓口にて請求ができるようになるということが一つ。

それから、2つ目としまして例えば欲しい戸籍の本籍地が全国各地に何か所かあったとしても1つの市区町村の窓口にてまとめて請求することができるというところでございます。少し概略的なこととなりますけれども、私のほうからの答弁は以上でございます。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第2号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億539万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,307万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。初めに、継続費補正であります。この後に説明させていただきます羽幌町外2町村衛生施設組合において継続費を設定し、施行している新一般廃棄物処理施設等建設事業に関し追加工事が必要となったことから、継続費総額及び令和5年度分の年割額を増額するものであります。

次に、地方債補正であります。先ほどご説明いたしました継続事業に係る事業費が増加することから、当該事業に係る町債の限度額を増額するものであります。

次に、歳出の2款総務費、企画費において、まちづくり応援寄附金推進事業総額2,584万5,000円の増額は、まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税の増加見込みにより返礼品等に係る各経費を増額するほか、姉妹都市である石川県内灘町の代理として受領した寄附金を同町へ納付するための経費を増額するものであります。

同じく、戸籍住民基本台帳費において、電算システム改修委託料1,470万7,000円の増額は、管内7町村で共同利用している戸籍付票システムに関し制度改正に伴う振り仮名記載機能などを追加するための改修費用であり、財源につきましては全額国庫支出金及び構成町村からの負担金で賄われるものであります。

次に、4款衛生費、塵芥処理費において、羽幌町外2町村衛生施設組合負担金1,967万9,000円の増額は、同組合で施行中の浸出水処理施設建設工事において追加工事が発生したことにより増額するものであります。

次に、8款土木費、道路維持費において、除雪委託料4,516万6,000円の増額は、昨年12月中旬からの降雪により除排雪業務量が大幅に増加しており、契約期間中の委託料に不足が見込まれることから、増額するものであります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金や町債等の特定財源を増額するほか、不足額につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上が補正いたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算継続費及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第2号について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これ以て討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第13号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(村田定人君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第1回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時11分)